

「善と正義はわれとともにあり」
— 大江泰一郎先生の定年退職に寄せて —

田 中 克 志

静岡大学大学院法務研究科（法科大学院）の初代研究科長（院長）、大江泰一郎先生が本年3月末日をもって、定年退職される。

先生は、昭和51（1976）年、当時の静岡大学人文学部法経学科に講師として赴任され、爾来、30年以上人文学部で教鞭をとられ、平成17年4月の大学院法務研究科の発足とともに研究科長に就任されるとともに比較法文化論や法社会学を担当されてきた。

先生は、ソ連のパトリス・ルムンバ記念民族友好大学法経学部国際法学科の卒業と、ユニークな履歴をお持ちである。東京大学大学院法学政治学研究科（基礎法学専攻）では藤田 勇先生に師事され、研究の成果を『ロシア・社会主義・法文化—反立憲的秩序の比較国制的研究—』（1992年）として上梓され、この大著により東京大学から学位を受けておられる。

もっとも、民法研究者の私が先生の研究を正確に理解し、紹介し得るところではない。ただ、研究科委員会（教授会）の終了後、院長室において同僚諸氏と先生を囲み様々な話題に関してお話を伺うにつけ、先生の博学、多彩な趣味には感心させられること、屢々であった。「善と正義はわれとともにあり」、これは、ギリシャの古哲・エウリピデスに由来する標語であるが、先生の発案により本法務研究科の校訓となっている。法科大学院の創設にあたっての「初心」を体現するものとして心に刻んでおきたい言葉である。

定年退職後は、先生によれば、基礎的な古典古代以来の西洋法史の勉強を継続しつつ「ロシア法史における主権と所有権」のテーマを主軸としてこれまでの研究の深化を図るとともに、新たに与えられる自由時間を生かして、若い頃から憧れてきたルネサンスをひとつの画期とする美術史研究を楽しみたい、とのことである。

研究科長として2期4年間にわたる重責から解き放された先生には、それこそ、自由時間を大いに享受されんことを、これまでのご苦勞に感謝するとともに、切に願っている。